

令和4年度 甲府ジュエリーツーリズム企画運営業務仕様書

1 業務名

令和4年度 甲府ジュエリーツーリズム企画運営業務

2 業務の概要

(1) 目的

本市は、古来、水晶産地であったことがきっかけで、宝石の研磨、貴金属加工、水晶美術彫刻の技術が発達し、宝飾品を作り続けてきた。2017年の経済センサスにおける、山梨県の貴金属製装身具の製品出荷量は全国でもトップクラスであり、そのほとんどの事業者が甲府市内にある。

また、企画、デザイン、原料の調達、研磨、彫刻、貴金属加工、そして国内外への流通などジュエリーを完成させるための全ての業務が揃う、世界的にも珍しい集積産地であり、「宝石のまち甲府」と言われている。

しかしながら、ジュエリー産地としての地域ブランドの知名度は低いことから、その魅力を市内はもとより全国に発信するため、市内のジュエリー工房等にて、見学や研磨体験等をおこなうツーリズム(※)を実施する。本ツーリズムを通じ、効果的に本市の魅力をPRすることで、「宝石のまち甲府」の知名度向上と、地場産品の販路拡大や交流人口の増加を図り、地域経済の活性化に資することを目的として実施するものである。

※ここでのツーリズムとは、点在する甲府市内の工房等を個人単位で自由に巡ることができるメニューのことをいう。

(2) ツーリズム開催日及び履行期間

ア 開催日

「やまなしジュエリーウイーク」開催期間中である、
令和4年11月12日(土)、11月13日(日)の2日間とする。
開催時間は、午前10時から午後5時までとする。

※尚、新型コロナウイルス感染症の感染状況及び天候により、開催を変更・中止する可能性がある。

イ ツーリズムへの参加料は無料とする。ただし、飲食代、材料代など実費が生じた場合はこの限りではない。

イ 履行期間

履行期間は、契約締結日から令和5年1月31日(火)までとする。

3 業務内容

2の業務の概要を踏まえた企画・運営・実施に必要な全ての業務を含むものとする。

(1) 「宝石のまち甲府」認知度向上が図られるツーリズムの企画・運営

ア 前提条件

(ア) 甲府市内のジュエリーを中心とした地場産品を制作する工房等を個人単位で自由に巡り、購入及び見学・体験等を行うことができる着地型観光のツーリズム(各日帰り)を実施すること。

(イ) ツーリズムの効果を高めるため、本市の宝飾業界・産業に詳しい者をアドバイザーとして参画させツーリズムの企画運営を行うこと。

- イ ツーリズムへの参加事業者（以下、「参加事業者」という。）に関すること
 - (ア) 参加事業者の提案をすること。
 - (イ) 参加事業者は少なくとも15社以上とし、そのうち宝飾関係事業者を3/4以上とすること。
 - (ウ) 参加事業者は宝飾関係事業者のほか、甲州印伝やワイン等地場産業に関する者も可とする。
 - (エ) 体験型の店舗において、料金が発生する場合には、参加者が煩雑にならないような予約及び料金清算ができるよう提案を行うこと。
 - (オ) 参加事業者の魅力・特徴を記載した周遊マップ等を作成すること。

- ウ ツーリズムへの参加者（以下、「参加者」という。）に関すること
 - (ア) メインターゲットの提案と、見込み参加者数の記載を行うこと。
 - (イ) 参加者の募集、予約、受付方法について提案すること。
 - (ウ) 参加者の管理方法について提案すること。
 - (エ) 参加者の受付名簿を作成すること。
 - (オ) 参加者が個々に指定された工房等を周遊できるような仕掛けを提案すること。

- エ その他
 - (ア) 提案した企画を実施するにあたり、必要な資格を有していること。
 - (イ) コロナ禍での開催という点を踏まえた内容とすること。
 - (ウ) 雨天にも実施可能な企画とすること。
 - (エ) 次年度以降も継続して行う事業とするため、SDGsの目標を踏まえた内容とすること。

(2) 開催場所

ア 甲府市内の参加事業者のジュエリー工房等

イ その他 参加者受付、参加事業者の出展場所として、表1に挙げる会場を使用することができる。

表1 その他の会場

会場名	使用日時 時間	備考
甲府市役所1階 市民活動室	令和4年11月11日(金) 午後4時~13日(日) 午後4時 完全撤去	完全に施錠できない(別添1参照)
JR 甲府駅構内ペDESTリアンデッキ	11月12日(土)、13日(日) 午前7時~午後8時半	使用可能場所は別添2参照 シャッターは午前7時開錠、午後9時閉錠

(3) 広告・宣伝

- ア インターネットや、紙媒体等を活用した効果的なPR方法を提案すること。
- イ 紙媒体を使用する場合は、ラフデザイン及び作成部数の見込みを示すこと。

(4) 参加事業者及び参加者との連絡調整

- ア 連絡が図られるよう、連絡先及びメーリングリスト一覧等を作成すること。
- イ ツーリズムでの注意事項等を記載した一覧を作成し、周知すること。
- ウ その他、運営に係る決定事項については、速やかに報告・連絡をし、開催に支障がきたすことのないようにすること。

(5) 関係機関等との事前調整及び届出

- ア 各種手続き及び使用料等の支払い
 - (ア) 開催に伴い、民間企業及び、山梨県中北建設事務所・警察署・消防署等の関係機関との協議が必要な場合はこれを行うとともに、申請・届出に必要な書類・資料等について作成すること。
 - (イ) ツーリズムの開催場所として使用料が発生した場合には委託料の中から支払うこと。なお、甲府市で確保している会場(表1)については、使用料は無料とする。

(6) イベント開催に伴う保険手配業務

来場者・施設等に対する賠償責任保険

参加者に対する保険は、委託者において「全国市長会」市民総合賠償補償保険に次の内容で加入しているが、受託者においても事故の発生に備え賠償責任保険等に加入すること。

○委託者加入支払限度額

- ・身体賠償 1名につき2億円、1事故につき20億円
- ・財物保険 2,000万円
- ・入院補償保険金 最大15万円(91日以上)
- ・通院補償保険金 最大6万円(91日以上)

(7) ツーリズム工程表等の作成

- ア 工程表のほか、新型コロナウイルス対策をはじめ、中止を含むトラブル対策や、緊急の対応等について必要な事項を記載すること。
- イ 作成した工程表等については、遅くとも開催日14日前までに印刷物・電子データで委託者に提出すること。

(8) アンケート調査

参加事業者及び参加者に対してアンケート調査を実施し、本事業に参加した感想や改善点等をまとめ、報告すること。

(9) 記録・検証

受託者は開催した内容について記録・検証を行い、次年度に向けた開催方法、企画等の提案書を、成果物とともに提出すること。

4 成果物

業務完了後、「3 業務内容」に関する資料、記録写真、報告書等を紙媒体で一式提出するとともに、「調査報告書」としてまとめた電子データ(ワード又はエクセル形式及びPDF形式でCD-R等の電子記録媒体に保存)と印刷物3部を提出すること。

5 業務実施にあたっての留意事項

- (1) 受託者は、甲府市個人情報保護条例（平成15年12月条例第42号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2) 各種法令を遵守して行うこと。
- (3) 業務における成果品の所有権、著作権、利用権は、市に帰属すること。
- (4) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (5) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (6) 荒天、災害等の不可効力により受託者に損害が生じた場合、受託者は委託者に対してその損害を請求することはできない。また、その他、委託者・受託者の責任によらない事情により、ツーリズムが中止となった場合は、双方で協議を行う。
- (7) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、委託者と協議を行うこと。